

兵高教組 2023年11月22日 確定速報 No.3 調査情報15号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

11月22日(水) 賃金権利確定交渉 最終回答

介助員、生活・学習支援員の4月遡及実現! 臨時講師・高齢層・再任用職員の給与面 勤勉手当の「きめ細かな対応」で妥結 月例給 1.0%・期末勤勉手当 0.1 月引上げ(再任用は 0.05 月)

11月22日午後から夜にかけて、高教組・従組、兵庫教組は合同で、2023年度の賃金権利確定交渉をもちました。13時からの第2回交渉では、産育休代替職員の先読み加配の拡充、会計年度任用職員の給与改定の4月遡及、時間講師の待遇について今後検討を進める等の回答があり、21時26分からの第3回交渉における「最終回答」では、教育職における精神疾患に関わる病気休暇取得可能日数についての継続協議、常勤講師と高齢層・再任用の給与面で、勤勉手当による「きめ細かな対応をする」等が提案されました。

高教組拡大闘争委員会は、ベアが物価上昇に見合ったものではないこと、教育職以外(技能労務職員、学校事務職員)への精神疾患に関わる病気休暇取得可能日数の改悪、また常勤講師に2級給料表を適用しないことや介助員、生活・学習支援員の病休が無給のままであること等については不満が残るものの、勧告通りの月例給と一時金の改善、先読み加配の拡充、会計年度任用職員の給与改定の4月遡及、教育職における病休(精神疾患)取得日数の継続協議、臨時・高齢層・再任用者への勤勉手当のきめ細かな対応などの回答を評価して、22時25分、妥結の判断に至り今期確定交渉が終了しました。

県教委の最終回答の概要 (第2回までのものも含む) 差額年内支給

給料表等

- ◆ 月例給を平均 1.0%引き上げ (県人勧どおり)
2023.4.1 から適用
(若年層に重点を置きつつ全世代に)
- ◆ 期末勤勉手当を 0.1 月引き上げ (県人勧どおり)
2023年6月期に遡って各 0.05 月
再任用職員は 0.05 月 (各 0.025 月) 改善
- ◆ 会計年度任用職員の報酬改定時期・勤勉手当
報酬改定: 2023年4月1日(遡及により差額あり)
勤勉手当: 2024年6月期から支給対象に
- ◆ 勤勉手当の成績率及び特別昇給
勤勉手当 優秀 12%→15% 特に優秀 24%→30%
過去の交渉の経緯と、教職の特殊性を配慮し、
「きめ細かな対応」をおこなう
詳細は執行部へ連絡
実施時期 2023年12月期から
特別昇給(行政職のみ)
8号給分削る部分については、経過措置も設け
幅広い年齢層に恩恵が行き渡るように措置
詳細は執行部へ連絡
実施時期 2024年1月昇給から

臨時講師・高齢層・再任用職員の勤勉手当

- ◆ 勤務実績に応じ、「きめ細かな対応」をおこなう
詳細は執行部へ連絡 [2023.12月期から実施]

休暇制度等

- ◆ 産育休代替職員の先読み加配の拡充
全校種(小/中/高/特支)に学校事務職を、また、これまでの対象職種に臨時職員を追加
対象期間を5月ではなく4月当初からに拡充
[2024.4.2実施]
- ◆ 精神疾患に関わる病気休暇取得可能日数
教育職…今年度は従来通り、来年度継続協議
その他の職…「2年」→「180日」に改悪
・クーリング期間を「1年」→「半年」に改善
※病気休暇からの復帰のみ
※経過措置あり
[2025.4.1実施]
- ◆ 在宅勤務等手当
3ヶ月連続して1ヶ月当たり10日を超えて勤務した場合、月額3000円 [2024年4月1日]

その他

- ◆ 時間講師の勤務条件について
他府県の状況を見ながら検討を進める
- ◆ 介助員の雇用について
年度ごとの任用であるが、雇用の確保に努める
- ◆ 市立高校配属の一時金について
市に対して配慮するよう働きかけをしていく
- ◆ 介助員の病休の有給化について
何かできることはないか検討する

11大要求署名 3384筆、2級適用署名 3336筆を提出。ご協力ありがとうございました！！